

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：長門市水道事業会計

事業名	末端給水事業・簡易水道事業（水道事業）		
事業開始年月日	昭和28年7月16日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	長門市	職員数（H23. 4. 1現在）	18
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 （年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	86（21年度）	財政力指数	0.376（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）		財政力指数（臨時償還替前）	
経常収支比率（％）	92.3（21年度）	実質公債費比率（％）	16.1（22年度）
		将来負担比率（％）	135.0（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時償還替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債償還前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 該当なし
〔合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：長門市・大津郡油谷町・大津郡三隅町・大津郡日置町〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	長門市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	長門市長 南野 京右
既存計画との関係	長門市水道事業経営健全化計画（H19～H23）、長門市水道事業中期経営健全化計画（H18～H28）
公表の方法等	長門市議会 市広報誌・水道課ホームページ
基本方針	合併によるスケールメリットを最大限に発揮しながら合理的な経営の推進、適正な水道料金の改定を目標とした健全な経営を目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	(50,840.7)	(16,868.1)	(12,790.4)	(80,499.1)
	補償金免除額	8,974.8	2,270.5	1,451.5	12,696.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0.0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		(1,148.9)		(1,148.9)

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を当該欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	上水道施設整備事業	74,227			74,227
					0
					0
					0
					0
	合 計 (A)	74,227	0	0	74,227
「繰上償還希望額」 (再掲)					0
					0
					0
					0
					0
	合 計 (B)	0	0	0	0
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	74,227	0	0	74,227

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
「繰上償還希望額」 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					0
					0
					0
					0
					0
	合 計 (A)	0	0	0	0
「繰上償還希望額」 (再掲)					1
					0
					0
					0
					0
	合 計 (B)	0	0	0	1
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	0	0	0	0

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	新・長門市水道事業は、旧市町時代の長門市及び油谷町の上水道事業と、俵山地区（法適用）、及び三隅上・中・下地区（法非適用）、並びに日置町（法非適用）の簡易水道事業により構成し、平成17年4月1日より地方公営企業法の適用による効率的水道事業経営の推進を目的に、各々の水道事業認可を継承しつつ、7事業を包括して企業会計制度による経営とした。 平成20年度に料金改定を行ったが、有収水量の落ち込みが大きく、収入増にはつながらなかった。 また、景気の低迷による節水意識の高まり及び節水家電の普及等により一般需要家の使用水量も減ってきている。
経 営 課 題	課 題 ① 施設の老朽化 緊急性の高い施設から順次更新をしてゆく方針ではあるが、それに伴う財源措置がもとめられる。
	課 題 ② より効率的な経営 情報監視システムの構築により、一極集中した反面、水道技術者が比較的高い構成となっており、人材の育成やアウトソーシングの推進が必要となってくる。 今後施設の統廃合を検討し、廃止可能な施設があれば廃止し維持管理費の減少を行う。
	課 題 ③ 財源確保と安定経営 県との共同施行している大河内川ダム建設が予定されており、それに伴う負担金の増や関連する大型事業について再検討を要する。
	課 題 ④ 定員管理 普通会計の定員適正化計画と連動し、組織のスリム化及び人件費の適正化を行う。
	課 題 ⑤
留 意 事 項	水道ビジョンを作成し、それに準じて経営を行っていく予定。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前2年度)	(計画前1年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前年度)	(計画前2年度)	(計画前2年度)	(計画前3年度)	(計画前3年度)	(計画前4年度)	(計画前4年度)	(計画前5年度)	(計画前5年度)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	586	581	576	584	592	591	584	585	571	563	567	552	561	529	557	563
	(1) 料 金 収 入	585	580	575	583	591	590	583	584	571	562	566	551	560	528	556	562
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)																
	(3) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2. 営 業 外 収 益	179	197	188	183	180	181	171	167	170	164	170	155	170	165	170	176
	(1) 補 助 金	165	186	179	172	170	170	161	158	160	155	160	142	160	156	160	143
	他 会 計 補 助 金	165	186	179	172	170	170	161	158	160	155	160	142	160	156	160	143
	そ の 他 補 助 金																
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入														65		25
	(3) そ の 他	14	11	9	11	10	11	10	9	10	9	10	13	10	9	10	33
収 入 計 (C)	765	778	764	767	772	772	755	752	741	727	737	707	731	759	727	764	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	607	591	627	610	638	628	637	625	623	589	615	595	606	654	579	628
	(1) 職 員 給 与 費	146	147	138	136	135	136	145	137	143	128	143	116	141	85	139	86
	基 本 給	82	84	79	77	77	77	79	77	78	72	78	67	77	62	76	63
	退 職 手 当																
	そ の 他	64	63	59	59	58	59	66	60	65	56	65	49	64	23	63	23
	(2) 経 費	232	182	219	200	229	218	229	208	227	180	227	197	227	287	225	263
	動 力 費	59	60	66	61	57	54	61	58	60	61	60	64	60	63	60	75
	修 繕 費	32	40	43	38	38	36	42	34	41	39	41	38	41	42	39	45
	材 料 費	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	そ の 他	140	81	109	100	133	127	125	115	125	79	125	94	125	181	125	142
(3) 減 価 償 却 費	229	262	270	274	274	274	263	280	253	281	245	282	238	282	215	279	
2. 営 業 外 費 用	135	134	122	110	102	102	107	102	104	119	98	92	96	89	95	90	
(1) 支 払 利 息	120	120	112	103	101	101	97	101	94	96	88	92	86	87	85	84	
(2) そ の 他	15	14	10	7	1	1	10	1	10	23	10		10	2	10	6	

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

(単位: 百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前2年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画前2年度)	平成24年度 (計画前2年度)	平成25年度 (計画前3年度)	平成25年度 (計画前3年度)	平成26年度 (計画前4年度)	平成26年度 (計画前4年度)	平成27年度 (計画前5年度)	平成27年度 (計画前5年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見直し)
資本的収入	1. 企業債	348	281	283	136	292	292	00	84	238	272	130	45	130	71	130	72
	資本費平準化債																
	2. 他会計出資金	24	17	16	16	0	9	7	9	44	17	20	15	40	17	74	17
	3. 他会計補助金	62															
	4. 他会計負担金		7														
	5. 他会計借入金																
	6. 国(都道府県)補助金	24	13	15	14	7	7	7	7	14	15	20	14	40	16	74	17
	7. 固定資産売却代金																
	8. 工事負担金	118	136	24	14	7	7	4	7	10	12	30	3	30	9	30	4
	9. その他				2												
計 (A)		576	454	338	182	315	315	116	107	276	316	200	77	258	113	308	110
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		22															
純計 (A)-(B) (C)		554	454	338	182	315	2	116	107	276	316	200	77	258	113	308	110
資本的支出	1. 建設改良費	629	548	377	362	465	152	258	219	248	386	405	243	367	275	257	278
	うち職員給与費														5		5
	2. 企業債償還金	146	236	259	141	153	153	178	209	183	240	205	202	207	205	207	211
	3. 他会計長期借入返還金																
	4. 他会計への支出金			1													
	5. その他																
計 (D)		775	784	637	503	618	305	436	428	431	626	610	445	574	480	464	489
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		221	330	299	321	303	303	320	321	155	310	410	368	316	367	156	379
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	199	289	282	306	281	281	310	311	137	292	394	219	306	348	150	357
	2. 利益剰余金処分額																
	3. 繰越工事資金		22														
	4. その他	22	19	17	15	22	22	40	10	18	18	16	149	10	19	6	22
計 (F)		221	330	299	321	303	303	320	321	155	310	410	368	316	367	156	379
補てん財源不足額 (E)-(F)							0										
他会計借入金現在高 (G)																	
企業債現在高 (H)		3,894	3,939	3,963	3,958	4,007	4,097	4,052	3,972	4,082	4,004	4,127	3,847	4,170	3,713	4,114	3,574

(2) 他会計繰入金

年 度		平成18年度 (計画前5年度)	平成19年度 (計画前4年度)	平成20年度 (計画前3年度)	平成21年度 (計画前2年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画前2年度)	平成24年度 (計画前2年度)	平成25年度 (計画前3年度)	平成25年度 (計画前3年度)	平成26年度 (計画前4年度)	平成26年度 (計画前4年度)	平成27年度 (計画前5年度)	平成27年度 (計画前5年度)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(決算見込)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(見直し)
収益的収支分		163	186	179	172	171	170	163	158	160	155	160	142	160	156	160	143
	うち基準内繰入金	25	27	26	25	27	25	13	25	10	23	10	22	10	19	10	18
	うち基準外繰入金	138	159	153	147	144	145	150	133	150	132	150	120	150	137	150	125
資本的収支分		90	24	19	16	18	12	17	12	17	18	17	18	17	16	17	17
	うち基準内繰入金	46	22	18	15	17	11	16	11	16	17	16	18	16	16	16	17
	うち基準外繰入金	44	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合 計		253	210	198	188	189	182	180	170	177	173	177	160	177	172	177	160

(3) 経営指標等

(単位:%)

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企		平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前2年度) (決算)	平成22年度 (計画前1年度) (決算見)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第2年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成25年度 (計画第3年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成26年度 (計画第4年度) (決算)	平成27年度 (計画第5年度) (決算)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)																
料金回収率 [※] (%)		79	76	77	81	84	81	78	80	78	80	79	80	80	80	82
資本費 (円又は%)		74	82	87	86	86	84	77	87	74	89	72		70		65
総収支比率(法適用) (%)		103	101	102	107	106	106	104	103	102	103	103	103	104	101	108
経常収支比率(法適用) (%)		103	108	102	106	103	105	104	103	102	103	103	103	104	102	108
営業収支比率(法適用) (%)		97	98	92	96	93	94	92	94	92	92	92	93	93	81	96
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	22	24	23	22	22	21	24	22	22	22	22	20	22	21	22
	うち基準内繰入金 (%)	3	3	3	3	3	3	2	3	4	3	4	3	4	3	1
	うち基準外繰入金 (%)	18	20	20	19	19	18	20	19	20	18	20	17	24	18	21
	資本的収入分 (%)	4	4	5	9	9	8	6	3	6	4	10	19	10	15	24
	うち基準内繰入金 (%)	8	5	5	8	5	7	14	2	6	5	8	19	6	15	5
	うち基準外繰入金 (%)	8	0	0	1	0	1	4	1	0	0	4	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合理的経営を前提に、財政面と設備投資面での均衡をとりながら、地方公営企業として健全な事業経営のできる料金設定とする。平成20年度の料金改定を行い平成20年度633千円、平成21年度635千円の収入を見込んでいたが、景気低迷による影響もあり有収水量の落ち込みが激しい。有収水量の減少傾向は今後も続き、収入の増加は見込めない状況である。
2 他会計繰入金の見込み	料金収入が減少傾向にある中、簡水事業の経費は増加傾向にあり、繰入金の増となる見込。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	各地区の水道施設が老朽に伴う更新時期を迎えている点や大河内川ダム建設に連動する新浄水場整備、及び簡易水道設備整備水準の立遅れに伴う平準化など今後大規模投資が見込まれる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ 経営健全化に関する施策

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		合併前の水道職員数が24名であったことから、定数条例は24名としている。 これに対し、合併時には3名減の21名とし、以降組織改革などにより平成25年度までに4名減の17名とした。 更に平成26年度に1名減員し、16名とした。
○ 給与のあり方		現在、本市の給与制度は住居手当と住宅手当を除いてほぼ国の支給要件と同様となっている。 住居手当については、基礎控除額が国の月額12,000円に対し、本市は8,000円となっているが、持家については一律3,000円を見直し、平成22年4月から新築後5年間は2,000円とし大幅な見直しを行ったが、平成25年4月で廃止とした。 また、特殊勤務手当のうち緊急呼出手当については、時間外勤務手当との重複性を是正し、平成23年4月から廃止を行った。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与については、一般職員と同じ給料表・体系をとっていることから、一般職員の給与の適正化計画に併せて実施していく予定である。なお、企業職員独自の諸手当の増設支給は考えていない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職員は居ないため、該当なし。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		普通会計と同様に退職時特別昇給制度は平成17年3月31日に廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方		本市には、互助会制度はないため、福利厚生事業の一環として事業の一部を職員組合に委託していたが、平成25年度をもって、実質廃止となった。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	組織再編による一極集中化により、各水源地等の情報を一括監視できる設備を整備し効率化を計った。 さらに平成24年度以降、施設の統廃合し維持管理費を減少させる。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	③	大河内川ダム関連事業・老朽施設更新などの大型事業投資を控え、これを考慮した「中長期的経営計画」を見直すことにより適正な水道料金する予定。
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		予算・決算等の財政状況や、水道事業に関連するプランや計画等を市広報紙やホームページに随時掲載し公開することとしている。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化計画や予算・決算などの財政状況を市広報誌やホームページに掲載する。
○ 行政評価の導入		平成19年度から事務事業評価及び施策評価について、行政評価制度を導入している。 評価は総合計画の具体施策にごとに事務事業を分類し、各事務事業を評価するとともに、事務事業をまとめた各具体施策についても評価を行っている。 これらの作業を通じてPDCAサイクルによる事務事業のマネジメントをするとともに、翌年度予算に反映させるようする。
4 その他		料金収納率の向上を図るため、クレジット収納導入も視野にシステム整備等を行う予定。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	経常経費の25%を占める企業職員の人件費は、事業経営に大きな影響を及ぼすこととなる。 平成17年の合併時点と比べて5名の定員削減により、人件費削減効果を得たと考える。今後も適正な組織の改革と人員配置に心がけていく。 また、新たに実施する事業については工法等の検討を行うことにより、効率的で経済的な施工を実施していくことと、平成24年度以降施設の統廃合を行い、維持管理経費の節減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今年度も未収金対策として全課員による徴収対策プロジェクトを立ち上げ、給水負担の公平性から未納悪質者には給水停止措置の強化、また、2期を目途とした未納者に対するより積極的な徴収対策（給水停止を含め）をとることにより未収金の減を推進する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	収納率のアップ、施設の統廃合等の効率化を図ることにより、維持管理費の節減をすすめ、一般会計からの基準外繰出が減らせるようにする。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

① 年度別目標

区分	課 類	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画前2年度)	平成21年度 (当初計画前3年度)	平成22年度 (当初計画前4年度) (暫高計画前年度)	平成23年度 (当初計画前5年度) (暫高計画前年度)	当初計画 合計	平成23年度 実績 (当初計画前5年度)	平成24年度 実績 (当初計画前4年度)	平成24年度 実績 (当初計画前3年度)	平成25年度 実績 (当初計画前2年度)	平成25年度 実績 (当初計画前1年度)	平成26年度 実績 (当初計画前年度)	平成26年度 実績 (当初計画前年度)	平成27年度 実績 (当初計画前年度)	平成27年度 実績 (当初計画前年度)	延長計画合計 計画	延長計画合計 実績
	業績欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)																		
	延長計画の目標値																			
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	3,894	3,979	4,426	4,682	4,789	4,952												
		延長計画の目標値		3,939	3,963	3,958	4,097													
		延長計画の目標値								3,972		4,004	4,127	3,847		4,170	3,713	4,114	3,574	

[illegible]

延長計画改善効果額	合計	A	3.0	3.2
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額	B			
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額	C		10	10
A+B+C			13.0	13.2
<参考>延長計画補償金効果額(旧固定資産割増資金)			13	13

(1) 水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

② 経営状況

	平成18年度 (計画第5年度) (決算)	平成19年度 (計画第4年度) (決算)	平成20年度 (計画第3年度) (決算)	平成21年度 (計画第2年度) (決算)	平成22年度 (計画第1年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)		平成24年度 (計画第2年度)		平成25年度 (計画第3年度)		平成26年度 (計画第4年度)		平成27年度 (計画第5年度)	
						計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
給水人口 (千人)	38	38	37	37	37	37	36	36	35	36	37	36	37	35	
年間総有収水量 (千m ³)	4,695.80	4,643.00	4,365.00	4,377.19	4,441.45	4,688.70	4,384.69	4,671.00	4,192.30	4,653.30	4,096.74	4,635.50	3,885.56	4,617.80	
公称施設能力 (m ³ /日)	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	21,438	
1日最大配水量 (m ³ /日)	19,233	19,126	18,389	16,033	17,800	17,600	17,496	17,100	16,203	16,800	17,056	16,500	15,785	16,350	
最大稼働率 (%)	89.70	89.00	86.00	75.00	89.00	89.00	81.60	89.00	75.55	89.00	79.60	89.00	73.63	89.00	
供給単価 (円/m ³)	124.68	124.87	131.77	133.18	133.06	124.34	133.20	120.32	134.10	121.63	134.53	120.81	135.86	121.70	
給水原価 (円/m ³)	158.12	165.21	171.42	164.49	164.40	158.71	166.64	151.57	168.59	153.71	167.56	151.56	191.10	155.49	

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成23年度に水道ビジョンを策定する中で簡易水道統合を検討しそれに基づいて取り組んでいく。